平成２１年（フ）第１０７２号
千葉市稲毛区あやめ台１番１棟403号
債務者　飯沼洋一郎
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７７号
千葉県船橋市宮本６丁目９番５号　ホワイトハウス201号
債務者　安藤わかな
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１０４号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区１棟504号
債務者　大石早惠子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１０７号
千葉県市原市桜台１丁目８番地６
債務者　在原　良和
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１１１号
千葉県船橋市松が丘５丁目５番10号　寿荘203号
債務者　高島　春尾
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１１８号
千葉市花見川区朝日ヶ丘３丁目13番17号　梅田方
債務者　熊谷　智子（旧姓笹）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１２８号
千葉県市川市田尻１丁目７番２―422号
債務者　松本　　猛
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６９号
千葉市花見川区南花園１丁目44番７―103号
債務者　湯浅　順子（旧姓平見）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７１号
千葉市緑区おゆみ野中央５丁目７番地１　ロイヤルコートおゆみ野202号
債務者　高橋　　賢
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１８２号
千葉市稲毛区穴川３丁目12番14号
債務者　林　　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１０号
千葉市美浜区幸町２丁目13番８棟202号
債務者　吉野　春海
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２２８号
金沢市平和町２丁目３番８号　県営住宅８棟104号、申立時の住所金沢市十一屋町16番24号　コーポ林Ａ棟12号、従前の住所金沢市平和町２丁目６番17号
債務者　畑田　外次
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４６７号
金沢市西金沢３丁目474番地２
債務者　石田　真也
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５１６号
静岡県沼津市原379番地　アドリームたかしま110
債務者　日沼　セツ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
静岡県伊豆の国市立花２丁目211番地の１
債務者　奈木　一郎
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６５７９号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ３―110号
債務者　松本ふじ子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７５７号
大阪市住吉区山之内４丁目15番11号　大宝住吉ＣＴスクエア203号
債務者　林　由季子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１２１号
大阪府大東市朋来１丁目21番13号　有限会社山正401号
債務者　上田　裕康
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部